

免税事業者がインボイス発行事業者になると、これまでと何が変わりますか？

インボイス発行事業者になると、

- ・ インボイスの交付を行うことができますようになります。
- ・ 消費税の申告納税が必要となります。

消費税は、消費者が負担しますが、**申告納税は事業者**が行います。事業者が申告を行う際は、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を差し引いて納めるべき消費税額を計算することになります。この仕入れに係る消費税額を差し引く（「**仕入税額控除**」といいます。）ためには、**原則として、帳簿及び売手から交付を受けたインボイスの保存が必要**となります。

つまり、取引先は、あなたに支払った消費税について仕入税額控除をするために、あなたから受領した**インボイスの保存が必要**となります。インボイスは、インボイス発行事業者の登録を受けた方のみが交付できますので、あなたがこのインボイスを交付するためには、インボイス発行事業者の登録を受けなければなりません。

また、通常、開業後2年間は免税事業者※¹に該当するため、消費税の申告納税は必要ありませんが、**インボイス発行事業者の登録を受けている場合は、課税事業者※²として消費税の申告納税が必要となります**ので、ご注意ください。

なお、登録を受けるかどうかは、任意となりますので、ご自身の事業実態を踏まえ、登録を受けるかどうかご検討ください。

※1 基準期間（個人事業者は2年前・法人は2事業年度前）の課税売上高が1,000万円以下であるなど一定の事業者は、消費税の納税義務が免除されます。この事業者を「免税事業者」といいます。

※2 消費税の納税義務が免除される事業者（免税事業者）以外の事業者をいいます。

新たに事業を開始した場合、どのような登録方法がありますか？

新たに事業を開始した※課税期間（原則として、個人事業者：年、法人：事業年度）においては、以下の登録方法があります。

- ① その事業を開始した課税期間中に登録申請書を提出することで、**その課税期間の初日**（原則として、個人事業者：1月1日／法人：設立日）に遡って**インボイス発行事業者の登録を受ける**方法
- ② **登録希望日**（登録申請書の提出日から15日後の日で登録を希望する日）から**登録を受ける**方法（ただし、③に該当する方を除きます。）
- ③ 新設法人（事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人をいいます。）に該当するなど、新たに事業を開始した時点で課税事業者となる場合、**登録を受けた日からインボイス発行事業者になる**方法

※ 「新たに事業を開始した」とは、国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始したことを意味します。また、この「課税資産の譲渡等に係る事業を開始した」とは、「課税資産の譲渡等を開始した」ことのみを意味するのではなく、当該取引を行うために必要な事務所等の賃貸借契約の締結、資材等の課税仕入れ等の準備行為を行ったことも含まれることになります。

新規開業した個人事業者ですが、1月1日から登録を受ける場合と、登録希望日から登録を受ける場合とで何が違うのでしょうか？

新規開業者におけるインボイス発行事業者の登録方法は、その課税期間の初日から登録を受けたとみなす特例を適用する方法の他、**登録希望日**（登録申請書の提出日から15日以後の日で登録を希望する日）**から登録を受ける**方法があります。

○ 1月1日から登録を受ける場合

インボイスは、登録を受けたインボイス発行事業者のみが交付することができますので、個人の新規開業者が課税期間の初日（原則として1月1日）から登録を受けた場合、**実際に事業を開始した日の取引からインボイスを交付することができる**こととなります。

また、インボイス発行事業者の登録を受けた場合、登録日（1月1日）から課税事業者となりますが、**開業日までは取引がありません**ので、実際は**開業日から12月31日までの取引について消費税の申告の対象**となります。

○ 登録希望日から登録を受ける場合

登録希望日から登録を受けた場合は、登録日以後の取引からインボイスを交付することができますので、**それまでの間はインボイスを交付することができません**。また、**消費税の申告は登録日以後の取引が対象**となります。

取引の相手方が仕入税額控除を行うためには、原則としてインボイスの保存が必要となりますので、インボイスをいつから交付する必要があるかなど、**取引の相手方との関係等も踏まえ、どちらの方法で登録を受けるか検討**してください。

個人4

年の途中から開業した個人事業者です。開業後すぐにインボイスを交付するため、開業日から登録を受けることはできますか？

新たに事業を開始した方は、特例により、その**年中に登録申請書を提出することで、課税期間の初日に遡って登録を受けることができます**。その特例を適用することによって、**開業日からインボイスを交付することができるようになります**。

なお、**個人事業者の課税期間は、原則1月1日から12月31日までの期間（暦年）となります**ので、インボイス発行事業者の登録についても、**開業日ではなく、開業した年（課税期間）の初日である1月1日が登録年月日となります**。

ただし、消費税の申告は課税期間ごとに行いますので、登録年月日が1月1日でも、**個人事業者としての取引は開業後に行われることから、実際に事業を開始した日以後の取引について申告を行うことになります**。

課税期間の途中から登録を受けた場合、いつからインボイスを交付する必要があるのでしょうか？

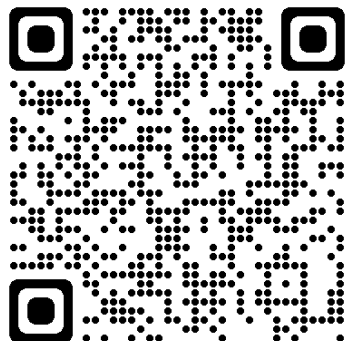
課税期間の途中から登録を受けた場合は、登録日以後の取引について、取引の相手方（課税事業者に限ります。）からの求めに応じてインボイスの交付義務が生じます。

「登録日以後の取引」とあるように、**インボイスの交付義務の対象は取引日ベースで考える**ことになりますので、登録日よりも前に行った取引については、インボイスの交付義務はありません。

なお、「取引日」とは何かについては、通常、商品の販売であれば商品の引渡日、サービスであればサービス提供が完了した日となりますが、具体的には**消費税法基本通達の第9章《資産の譲渡等の時期》**をご参照ください。

《参考》

[消費税法基本通達](#)



開業後、インボイスではない請求書を交付していましたが、その後、課税期間の初日に遡って登録を受けた場合、どうなるのでしょうか？

事業開始後に行った取引について既にインボイスではない請求書等を交付している場合において、その後、事業を開始した課税期間の初日に遡って登録を受けたときは、**事業開始後の取引について**、取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じて**インボイスの交付義務が生じる**こととなります。

具体的には、次のような方法で対応するなどが考えられます。

- ・ 事前にインボイスの交付が遅れる旨を伝え、登録通知後にインボイスを交付する。
- ・ 登録通知を受けるまでは登録番号のない請求書を交付し、通知後に改めてインボイスを交付し直す。
- ・ 登録通知を受けるまでは登録番号のない請求書等を交付し、その請求書等と関連性を明らかにした上で、インボイスの記載事項として不足する登録番号を、書面やメールで通知する。

年の途中から開業した個人事業者が課税期間の初日（1月1日）に遡って登録を受けた場合、消費税の申告において、事業開始前の給与収入などはどう申告したらよいのでしょうか？

給与収入については、消費税の課税対象外となりますので、開業後の取引のみが消費税の申告対象となります。

※ 所得税については、原則として1年間の給与所得と事業所得等を計算の上、申告をすることとなります。

インボイス発行事業者の登録を受けましたが、しばらくして必要ないと感じたらすぐに登録を取り消すことができるのでしょうか？

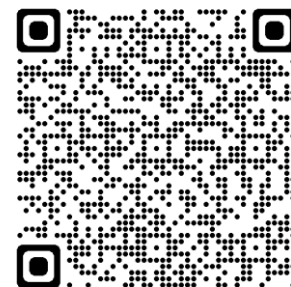
インボイス発行事業者の登録自体は取り消すことが可能ですが、**登録の取消しは課税期間単位で行う**こととなります。

インボイス発行事業者の登録を取り消すためには、**登録を取り消したい課税期間の初日から起算して15日前の日までに「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出**すれば、その課税期間からインボイス発行事業者の登録を取り消すことができます（15日前の日を過ぎて提出した場合、取り消したい課税期間の翌課税期間からインボイス発行事業者の登録が取り消されることとなります。）。

なお、**免税事業者の方がインボイス発行事業者の登録を受けた場合※は、登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間は課税事業者となります**ので、たとえ、インボイス発行事業者の登録を取り消したとしても、消費税の申告納付が必要となります。

※ 令和5年10月1日を含む課税期間に登録を受けた場合を除きます。

また、登録の取消しに当たっては、「[インボイス発行事業者の登録を取り消す場合などに提出すべき書類](#)」もご参照ください。



前年（前事業年度）から居住用不動産の貸付けを行っていましたが、今年（今事業年度）から事業所用にも貸し付けることとした場合、今年（今事業年度）は新規開業者に当たらないのでしょうか？

インボイス発行事業者として登録を受けようとする場合、新たに事業を開始した日に遡って登録を受けることができますが、ここでいう「**新たに事業を開始した**」とは、「**国内において課税資産の譲渡等に係る事業を開始した**」※ことを意味しますので、「**居住用**不動産の貸付け」のように**消費税が非課税となる取引に該当する事業のみを行っていた事業者が、「事業所用**不動産の貸付け」のように**新たに課税対象となる取引に係る事業を開始したのであれば、その課税期間についても「新たに事業を開始した課税期間」に含まれることとなります。**

他方、例えば前年（前事業年度）に行っていた不動産の貸付けが「事業所用不動産の貸付け」であれば、それ自体が課税取引に該当しますので、前年（前事業年度）の時点で事業を開始していることとなります。

※ 「課税資産の譲渡等に係る事業を開始した」というのは、「課税資産の譲渡等を開始した」ことのみを意味するのではなく、当該取引を行うために必要な事務所等の賃貸借契約の締結、資材等の課税仕入れ等の準備行為を行ったことも含まれることになります。

個人10

一度事業をやめた個人事業者ですが、また新たに事業を開始した場合、新規開業者となりますか？

その事業を開始した課税期間の開始の日の前日まで2年以上にわたって課税資産の譲渡等又は課税仕入れ及び保税地域からの課税貨物の引取り（消費税の課税対象となる取引）がなければ、新たに事業を開始したものとして取り扱われます。

なお、新規開業者に当たらなかったとしても、**免税事業者の方が登録を受ける場合、登録希望日**（登録申請書の提出日から15日後の日で登録を希望する日）から登録を受けることが可能です。

【イメージ】



↑
新たに事業を開始したものとして
取り扱われます

法人7

法人設立登記手続に時間を要したため、設立初年度は事業活動を全く行っておらず、インボイス発行事業者の登録申請を2期目に入ってから行った場合、新規開業者とはならないのでしょうか？

ご質問の場合は、**2期目において新規開業者としてインボイス発行事業者の登録を受けることが可能**です。

※ 法人の事業を開始した課税期間とは、**原則として、設立日の属する課税期間をいいます**が、設立日の属する課税期間においては設立登記を行ったのみで事業活動を行っていない法人が、その**翌課税期間等において実質的に事業活動を開始した場合には、その課税期間は、事業を開始した課税期間に含まれることとなります。**

個人11

個人の免税事業者でしたが、経営する事業の業態を変更した場合、新規開業者に該当するのでしょうか？

課税期間の途中で業態を変更（例：コンサルタント業から動画配信業など）した場合であっても、**消費税法上の新規開業者には該当せず、免税事業者として登録希望日（登録申請書の提出日から15日以後の日で登録を希望する日）から登録を受けることとなります。**

※ 消費税法上、「新たに事業を開始した」かどうかの判定は、業態ごとに行うものではありません。

まだ事業を始めていない（将来始める予定の）個人事業者ですが、私でも登録を受けられるのでしょうか？

インボイス発行事業者の登録を受けることができるのは事業者であることから、**まだ事業を始めていない場合には事業者には当たらず、登録申請を行うことはできません。**

なお、事業を開始した課税期間中に登録申請書を提出することで、**課税期間の初日（事業を開始した日の属する年の1月1日）に遡って登録を受けることが可能です。**

事業開始前に行った設備投資は、仕入税額控除の対象となりますか？

消費税における事業を開始した日、すなわち「**課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日**」とは、課税資産の譲渡等を開始した日のみを意味するのではなく、その事業を行うために必要な事務所、店舗等の賃貸借契約の締結、資材等の課税仕入れ等の**準備行為を行った日も含まれる**こととなります。

したがって、課税資産の譲渡等に係る事業を行うために設備投資を行ったのであれば、その時点で事業を開始したものと考えられますので、例えば、**新規開業者として課税期間の初日に遡ってインボイス発行事業者の登録を受けた場合**、課税期間の初日から課税事業者となり、**そうした設備投資についても帳簿及びインボイスの保存を行うことで仕入税額控除の対象**となります。

相続によりインボイス発行事業者の事業を承継しましたが、どのような手続きが必要でしょうか？

インボイス発行事業者である被相続人が死亡した場合には、相続人は、「**適格請求書発行事業者の死亡届出書**」を提出する必要があります。

インボイス発行事業者である被相続人が死亡し、インボイス発行事業者でない相続人がその事業を承継した場合に、その相続人がインボイス発行事業者の登録を受けるまでの間、被相続人から承継した事業に係るインボイスを交付することができないとなると、事業の継続に支障を及ぼす可能性があるため、そのような場合には、**みなし登録期間※において、その相続人をインボイス発行事業者とみなすことと**されています。

※ 相続のあった日の翌日から、当該相続人がインボイス発行事業者の登録を受けた日の前日又は被相続人が死亡した日の翌日から4月を経過する日のいずれか早い日までの期間となります。

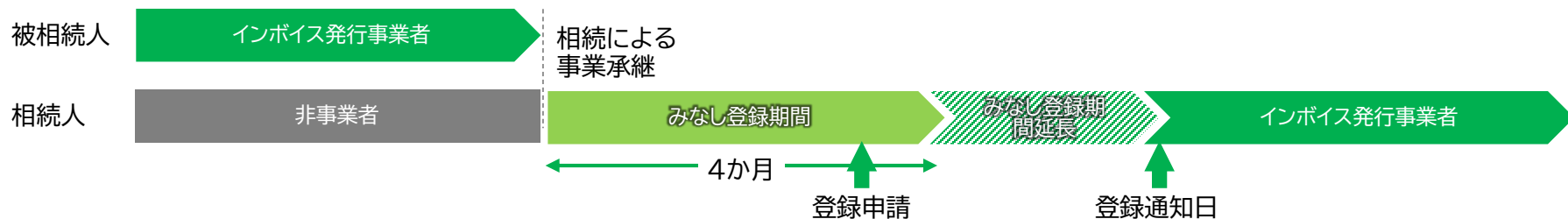
このみなし登録期間においては、当該被相続人であるインボイス発行事業者の事業を承継した相続人は、**被相続人の登録番号を記載したインボイスを交付することができます**が、この取扱いの適用に当たっては、上記「適格請求書発行事業者の死亡届出書」に、**相続により事業を承継した旨を記載する必要があります**。

また、事業を承継した相続人が**みなし登録期間後もインボイス発行事業者となることを希望する**場合には、**みなし登録期間中に「適格請求書発行事業者の申請届出書」を提出し、自ら登録を受ける必要**があります（登録通知がみなし登録期間終了後に届いた場合、その通知が届いた日までみなし登録期間が延びることになります。）。

次ページに続く

個人14 (続き)

【みなし登録期間中に登録申請書を提出し、みなし登録期間が延びる場合のイメージ】



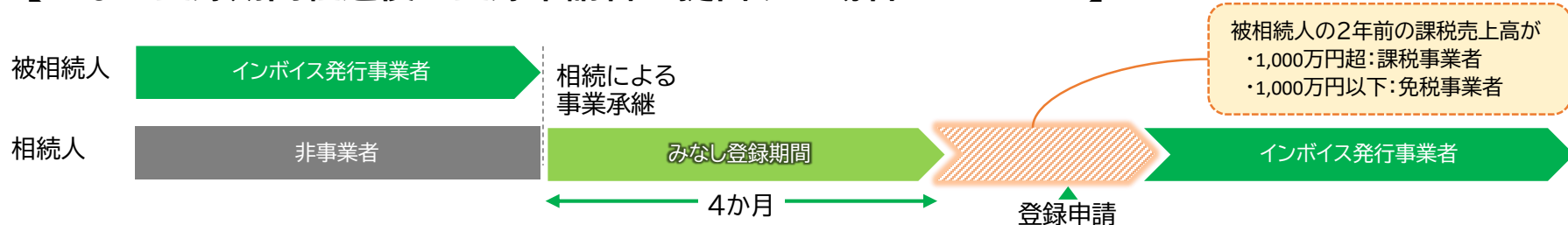
(参考) みなし登録期間終了後に登録申請書を提出する場合

基準期間（2年前）における課税売上高が1,000万円を超える被相続人の事業を承継した相続人は、当該相続のあった日の翌日から、その年の12月31日までは課税事業者になります。他方、基準期間（2年前）における課税売上高が1,000万円以下である被相続人の事業を承継した場合には、免税事業者となります。

そのため、インボイス発行事業者である被相続人の事業を承継した場合、みなし登録期間中は課税事業者として、みなし登録期間経過後は、上記の判定に従い課税事業者か免税事業者かのどちらかとして登録を受けることとなります。

免税事業者が登録を受ける場合、登録希望日からインボイス発行事業者の登録を受けることができますが、課税事業者が登録を受ける場合、登録希望日を記載することはできず、登録を受けた日からインボイス発行事業者となります。

【みなし登録期間経過後に登録申請書を提出する場合のイメージ】



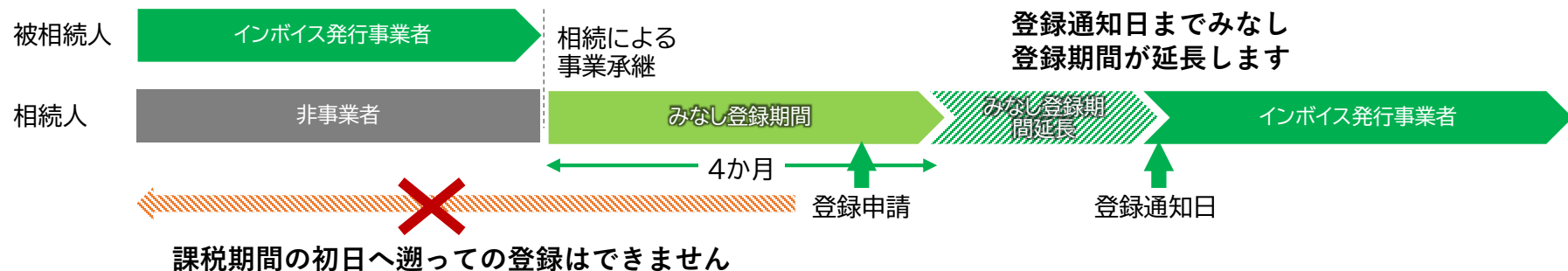
相続によりインボイス発行事業者の事業を承継したことに伴い、事業を開始しましたが、新規開業者に該当するのでしょうか？

事業を開始した課税期間は、その課税期間中に登録申請書を提出することで、その課税期間の初日（個人事業者は、原則として1月1日）まで遡って登録を受ける特例がありますが、この特例は、**インボイス発行事業者である被相続人の事業を承継したことにより事業を開始した者は適用できないこととされています。**

なお、インボイス発行事業者である被相続人の事業を承継した相続人は、みなし登録期間が生じることになりますが、**みなし登録期間中は、被相続人の登録番号によりインボイスを交付することが可能であり、また、みなし登録期間中に登録申請書を提出し、登録を受けることで、みなし登録期間終了後も引き続きインボイスを交付することができます**（登録通知がみなし登録期間終了後に届いた場合、その通知が届いた日までみなし登録期間が延びることになります。）。

※ ただし、相続のあった年のその相続の前に相続人が別の事業を開始している場合などは、その事業について、**新規開業者として課税期間の初日に遡って登録を受けることができます。**

【みなし登録期間中に登録申請書を提出した場合のイメージ】



複数の相続人で事業を承継したものの、結果として事業を行っているのは一人だった場合、どうなるのでしょうか？

インボイス発行事業者である被相続人が死亡し、インボイス発行事業者でない相続人がその事業を承継した場合、みなし登録期間が生じ、相続人はインボイス発行事業者とみなされることとなりますが、**インボイス発行事業者は、基準期間における課税売上高等にかかわらず課税事業者に該当しますので、みなし登録期間中、相続人は課税事業者該当し、消費税の申告納税が必要**となります。

なお、例えば、複数の相続人が共同でインボイス発行事業者である被相続人の事業を承継したものの、実際には特定の相続人だけが承継した事業を行い、被相続人の事業を行うことがなかった相続人においては、**みなし登録期間中、他に課税資産の譲渡等がなく、かつ、差引税額もないような場合には、消費税の申告納税を行う必要はありません。**

法人成りした個人事業者ですが、法人の設立に伴い廃業しているところ、設立した法人に対してインボイスを交付するため、事業用資産を買い取ってもらった後に事業廃止届出書を提出することで問題ないでしょうか？

ご質問の場合には、**廃業後**（事業用資産を設立法人に買い取ってもらった後）に**事業廃止届出書を提出することで問題ありません。**

法人成りによる法人設立については、**法人が設立されるまでの間の資産の譲渡等及び課税仕入れは、原則として全て個人事業者に帰属することとなります。**

また、「事業廃止届出書」を提出することで、事業を廃止した日の翌日にインボイス発行事業者としての登録が失効することとなりますが、この届出書は課税事業者が事業を廃止した場合に提出することとなります。

※ なお、個人事業者において棚卸資産が存在する間は、一般的に事業を廃止したものとは認められませんのでご注意ください。